

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則（平成12年新潟県規則第102号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第6条、第9条関係）		別表（第6条、第9条関係）	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)・(2) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)・(2) (略)	(略)
(3) プレハブ冷凍庫	<u>390円</u>	(3) プレハブ冷凍庫	<u>370円</u>
(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,430円</u>	(4) 精密テストロール製粉機	<u>1,370円</u>
(5) 衝撃式粉砕機	<u>450円</u>	(5) 衝撃式粉砕機	<u>440円</u>
(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,900円</u>	(6) アルファ化米粉調整装置	<u>1,870円</u>
(7) 急速凍結機	<u>470円</u>	(7) 急速凍結機	<u>460円</u>
2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,130円</u>	2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装置	<u>4,380円</u>
(2)～(4) (略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)
(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,180円</u>	(5) 走査電子顕微鏡分析システム	<u>1,170円</u>
(6) 示差走査熱量計	<u>440円</u>	(6) 示差走査熱量計	<u>430円</u>
(7) 香気成分回収装置	<u>1,080円</u>	(7) 香気成分回収装置	<u>1,070円</u>
(8) (略)	(略)	(8) (略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。